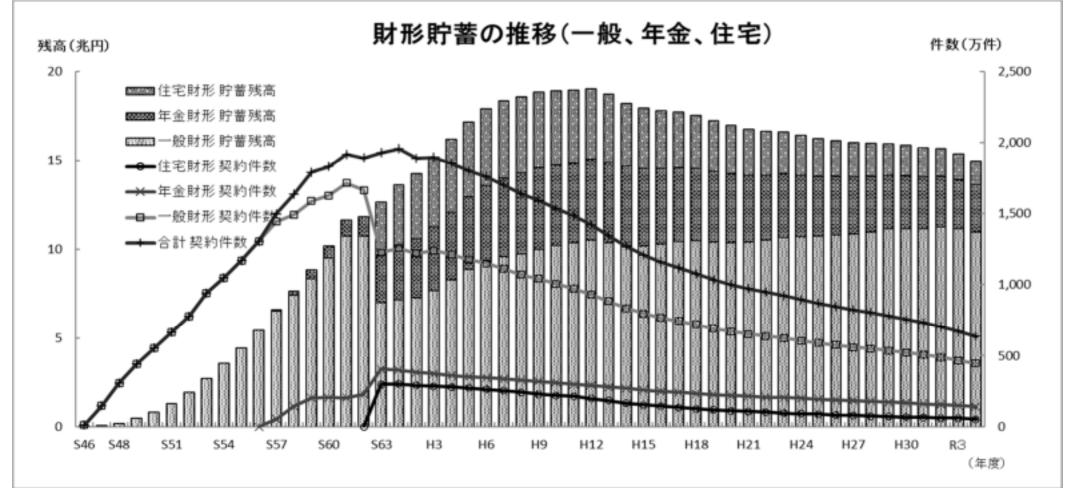
財形制度をめぐる状況について

1. 財形貯蓄制度の実施状況について

〇令和4年度の財形貯蓄の契約件数は636万件、貯蓄残高は約15兆円となった。



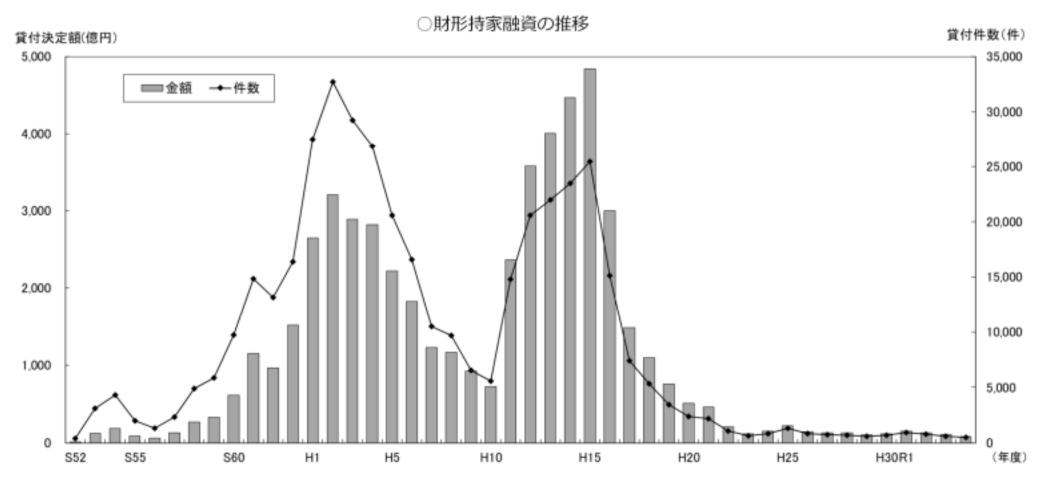
(甾位:	工件	五万	ш
(+ 14.	1 17	0/	ı

	(主位: I IT 、日 271)										
年 度 —		一般財形貯蓄		財形年金貯蓄		財形住	宅貯蓄	合 計			
3	F /	没	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	
平成	30	年度	5,217	11,160,005	1,670	2,982,787	678	1,709,262	7,564	15,852,055	
令和	元	年度	5,075	11,157,306	1,609	2,907,892	637	1,626,107	7,321	15,691,306	
令和	2	年度	4,897	11,262,949	1,546	2,836,386	600	1,550,509	7,043	15,649,845	
令和	3	年度	4,669	11,157,940	1,475	2,753,595	554	1,442,332	6,698	15,353,867	
令和	4	年度	4,447	10,951,501	1,404	2,669,717	511	1,343,307	6,363	14,964,524	

資料:厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

2-1. 財形持家融資制度の実施状況について

〇令和4年度の財形持家融資は、貸付決定件数が522件(前年度比84%)、貸付決定額は86億円(前年度比77%)となった。



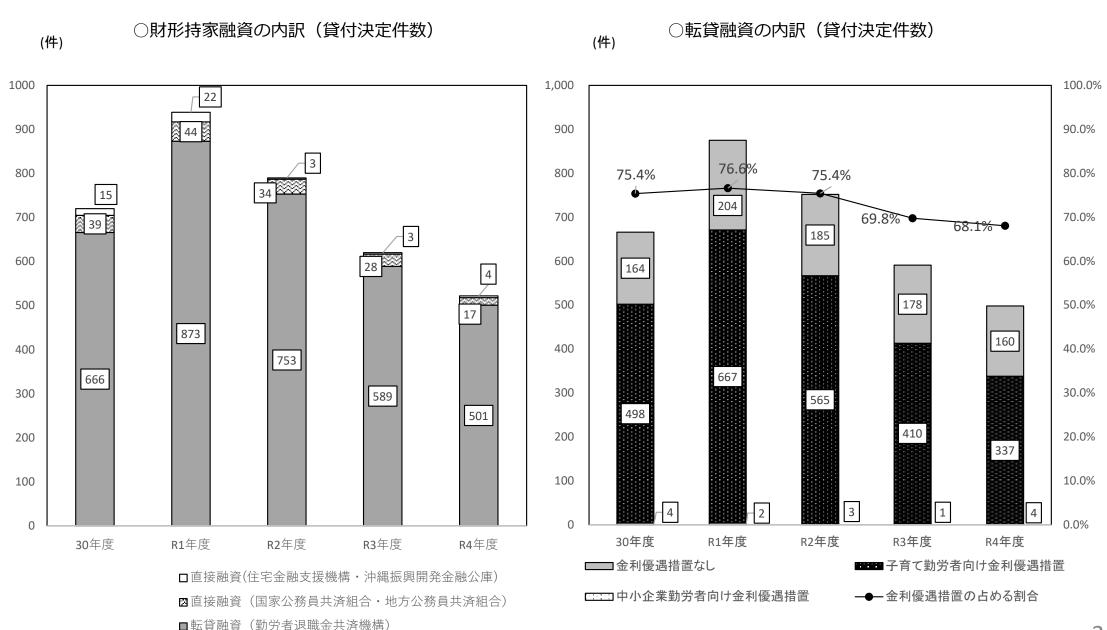
【過去5年度分の実績】

(単位:件、百万円)

年度	貸付決定件数	貸付決定額	融資残高
平成 30 年度	720	11, 749	629, 053
令和 元 年度	939	15, 402	564, 173
令和 2 年度	790	13, 400	507, 150
令和 3 年度	620	11, 065	451, 606
令和 4 年度	522	8, 559	401, 188

2-2. 財形持家融資制度の実施状況について

〇令和4年度に勤退機構が貸付決定を行った、財形持家融資(転貸融資)に占める子育て勤労者・中小企業勤労者向け金利優 遇措置を利用する割合は、約7割であった。



3-1. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

(独) 勤労者退職金共済機構 第5期中期目標【令和5年度~令和9年度】(抜粋)

(1) 融資業務の実施

勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を適格かつ迅速に処理するための取組を行うこと

(2) 利用促進対策の効果的実施

財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと

特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行うこと

(3) 財務運営

自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること



(独) 勤労者退職金共済機構の中期目標達成に向けた主な取組み【令和5年度】

- 子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置を延長(予定)
- 勤労者退職金共済機構の中退共事業本部で実施した、中退共未加入事業主に対する説明会において、財形制度を 説明・導入勧奨
- 大学生向けに財形制度の講義を開催(2回、合計90名受講)
- 財形持家融資の説明会 2回(対面12名+オンライン参加)
- 福利厚生会社出資企業の従業員向けにバナー広告の配信
- リーフレットの配布(中小企業団体中央会、都道府県社会保険労務士協会、日本労働組合総連合会及び地方連合会 等)、若手経営者(経営者が49歳以下で従業員数150名以上)向けの広報資料を配付(2,266事業所)

3-2. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

第4期中期目標 (平成30年度から令和4年度)の指標	令和4年度の実績
1 融資業務の着実な実施	
● 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から 平均5業務日以下 とする。	平均3.97日
2 利用促進対策の効果的実施	
● 財形持家融資等に関する相談受付件数を、 <u>毎年度700件以上</u> とする。	566件
● 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、(5年間で) <u>合計2,080件以上</u> とする。	501件 【(平成30年度からの累計)3,382件/2,080件: 達成率162.6%】
● ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、 <u>毎年度31万件以上</u> とする。	1,337,918件
● ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)を毎年度80%以上とする。	89.6%
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	
● 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、 <u>毎年度15回以上</u> 、財形持家 融資制度の利用促進を図る。	25回開催、参加事業所320社 (オンライン)

4-1. 普及広報活動の事例(令和5年度)

勤労者等への財形制度の周知を図るため、駒澤大学経済学部小西教授と日本FP協会の協力を得て、同大学の学生に対し、資産形成や財形制度に関する講義を資産形成のプロであるファイナンシャルプランナー(FP)及び厚生労働省が行った。(実施日:令和5年9月2日,27日)

また、若年者への普及を意識し、厚生労働省の公式SNSに配信するとともに、中小企業に対し利用促進を図った。

<講義内容>

1 ライフプランとお金

- (黒田FP)
- 2 勤労者財産形成促進制度

(厚生労働省)

この先ライフプランを立 てずに、そのまま過ごし ていたら大変なことに なっていたかも。







会社退職後の老後資金を貯蓄する為にどのような種類の貯蓄制度があるか、貯蓄の大切さを改めて学ぶことができた。

〈厚労省公式SNSへの配信〉 (※ 括弧内の数字は、Xの表示回数)

- X(旧twitter)、facebook に、4~8月に月1回制度紹介((4月(一般財形 5.5万回)、5月(年金財形 11 万回)、6月(住宅財形 5.3万回)、7月(財形融資① 4.3万回)、8月(財形融資② 3.4万回))の他、財形融資の金利引下げや災害特例金利について、随時紹介を行った。
 - ※ 掲載の例

【財形貯蓄制度のご案内】

財形貯蓄は、給与天引きで貯蓄を行う福利厚生制度で、 貯蓄が苦手でも貯められます。

住宅取得や老後の資産形成に向けて始めてみませんか? 一定の要件を満たすと、住宅取得に公的融資(財形持家 融資)を利用できます。

以下の特設サイトもご覧ください。

https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/merit/index.php

【財形年金貯蓄制度のご案内】

給与天引きで貯蓄を行い、60歳以降に年金として受け取る制度です。

貯蓄から生じる一定の利子等が非課税になります。

※制度導入企業にお勤めの55歳未満の方であれば、貯蓄を始められます。

■詳細(特設サイト)

https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/merit/index.ph

【財形住宅貯蓄制度のご案内】

将来の住宅取得やリフォームに備えて、給与天引きで貯蓄を行う制度です。

一定の要件を満たせば、貯蓄から生じる利子等が非課税 になります。

※制度導入企業にお勤めの55歳未満の方であれば、貯蓄を始められます。

■詳細(特設サイト)

https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/merit/index.php

4-2. 普及広報活動の事例(令和5年度)

<厚労省メールマガジンへの掲載>

制度紹介及び社内制度の拡充を推奨

人事労務マガジン

※ 掲載の例

- 令和6年1月特集号、3月特集号(予定)
 - ・「財形貯蓄制度」のご紹介 〜給与天引きの貯蓄制度で従業員の財産形成を支援しましょう〜 財形貯蓄、財形持家融資の制度全般について紹介
- 令和6年2月定例号
 - ・財形貯蓄制度を導入している事業主の皆さま 定年退職後の優秀な人材確保のために、財形貯蓄 制度を見直しましょう

定年後再雇用の方等でも社内規程を改正すれば財形貯蓄を続けられることについて紹介

- 令和6年3月定例号
 - ・財形貯蓄制度を導入している事業主の皆さま、新入社員の方に財形貯蓄をご案内ください 新入社員への財形制度の周知、加入案内の実施を依頼

独立行政法人勤労者退職金共済機構 財形制度特設サイトhttps://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/merit/index.php





多様な働き方の実現応援サイトメールマガジン

○ 令和5年8月、令和6年2月

【勤労者財産形成促進制度のご案内】

「勤労者財産形成促進制度」には「財形貯蓄制度」と「財形持家融資制度」があり、導入することで、優秀な人材の確保や定着につながることが期待できます。また、本制度は、非正規雇用労働者を対象にすることもできます。

貴社をはじめ、多くの会社で導入していただくと、労働者が転職されても転職先で引き続き財形貯蓄を続けることができるようになります。福利厚生の充実のために、導入を検討してみませんか。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 財形制度特設サイト https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/merit/index.php

<中小企業等に向けた利用促進>

- ・ 若手経営者(経営者が49歳以下で従業員数150人以上)に向けて、制度導入の広報資料を配付(2,266事業所)
- ・ 勤退機構の中退共事業本部で実施した、中退共未加入事業主に対する説明会において、財形制度を説明・導入勧奨 (令和5年度 26回予定、23回実施 319社参加(令和6年2月末時点))
- ・ リーフレットの配布(中小企業団体中央会(47箇所)、中退共加入事業所(4,871事業所)等)

5. 財形制度を利用しやすい制度とするための取組み

(1) 財形貯蓄

- 財形住宅貯蓄の適格払出に関する床面積の要件の特例の延長
 - •床面積要件

住宅の新築又は建築後未使用の住宅で、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものであるときは床面積が40㎡以上という要件について、「長期優良住宅・低炭素住宅」、「ZEH水準省エネ住宅」、「省エネ基準適合住宅」であれば、令和6年12月31日までに建築確認を受けたものにも適用する(予定)

※ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)制度との並び

(2) 財形持家転貸融資

- ■子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置の延長
 - ・令和6年3月末までの措置であったところ、令和7年3月末までの1年間延長(予定)

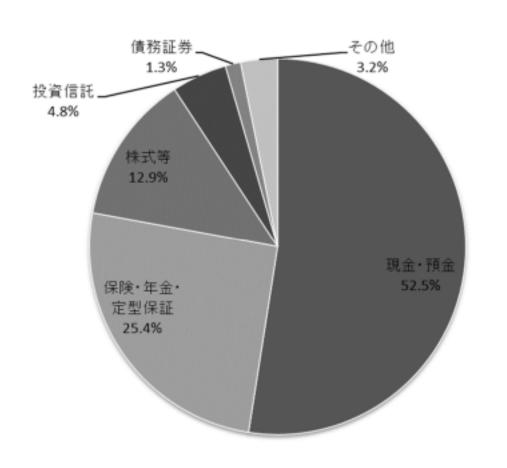
参考1:

勤労者の財産形成を取り巻く状況等

5-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

〇近年、金融商品の多様化が進む中、国民が有する金融資産額の5割超を現金・預金が占めている。

○我が国の家計が保有する金融資産



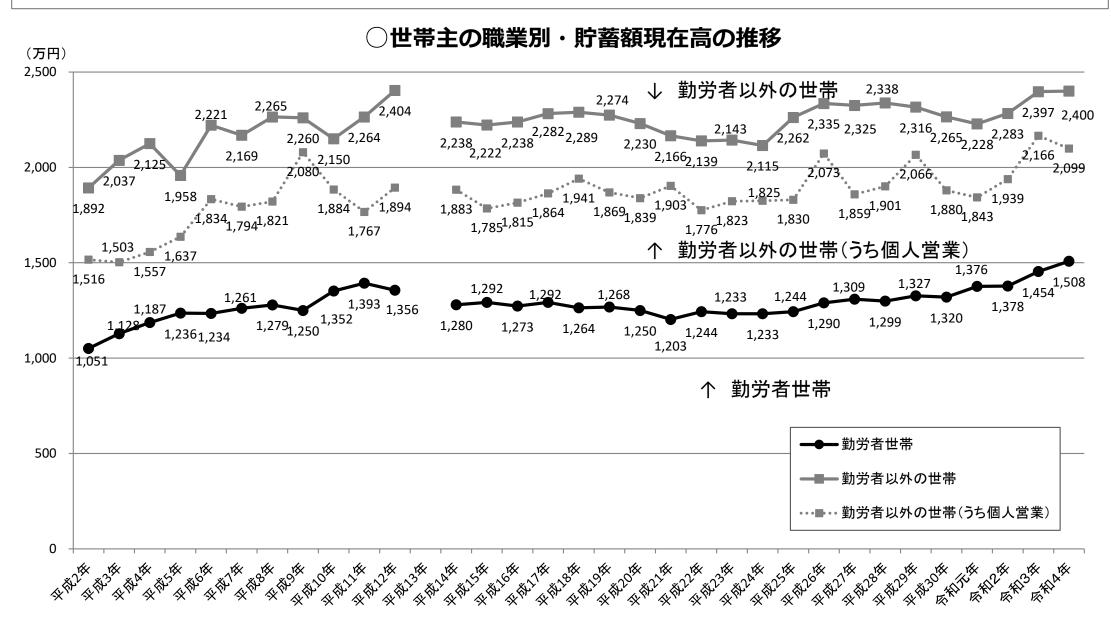
家計が保有する金融資産の構成

令和5年9月末	残高(兆円)	構成比(%)
金融資産計	2,121	100.0%
現金•預金	1,113	52.5%
保険・年金・定型保証	539	25.4%
株式等	273	12.9%
投資信託	101	4.8%
債務証券	28	1.3%
その他	67	3.2%

資料:日本銀行「資金循環統計」

5-2. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の家計における貯蓄額については、勤労者以外の世帯との差が存在している。

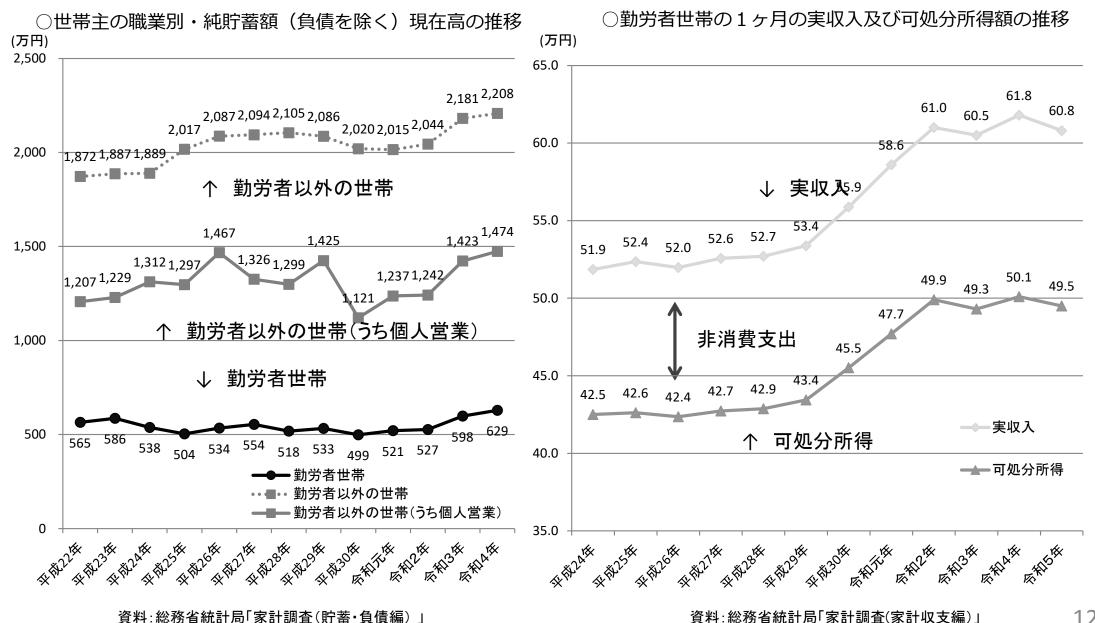


資料:総務省統計局「家計調査(貯蓄・負債編)」(平成12年以前については総務省統計局「貯蓄動向調査」) ※「貯蓄動向調査」は平成12年で調査終了しているため、「家計調査」での調査開始前の平成13年については、データが存在しない。

5-3. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

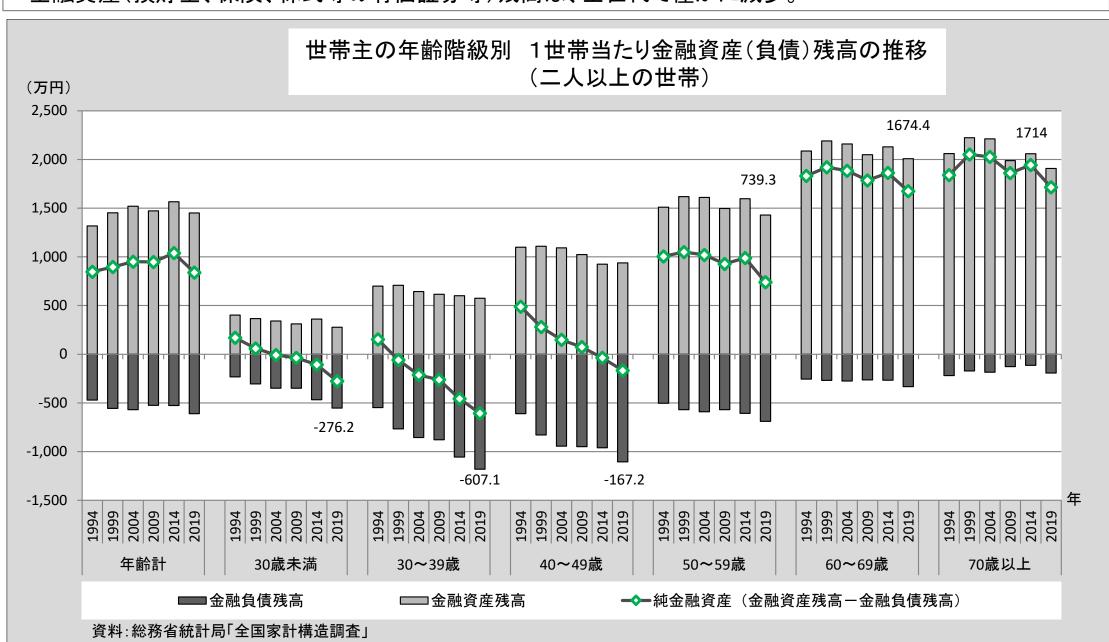
○勤労者世帯の純貯蓄額(貯蓄-負債)についても、勤労 者以外の世帯と開きがある。

○勤労者世帯の家計において、可処分所得は近年は概ね 増加している。



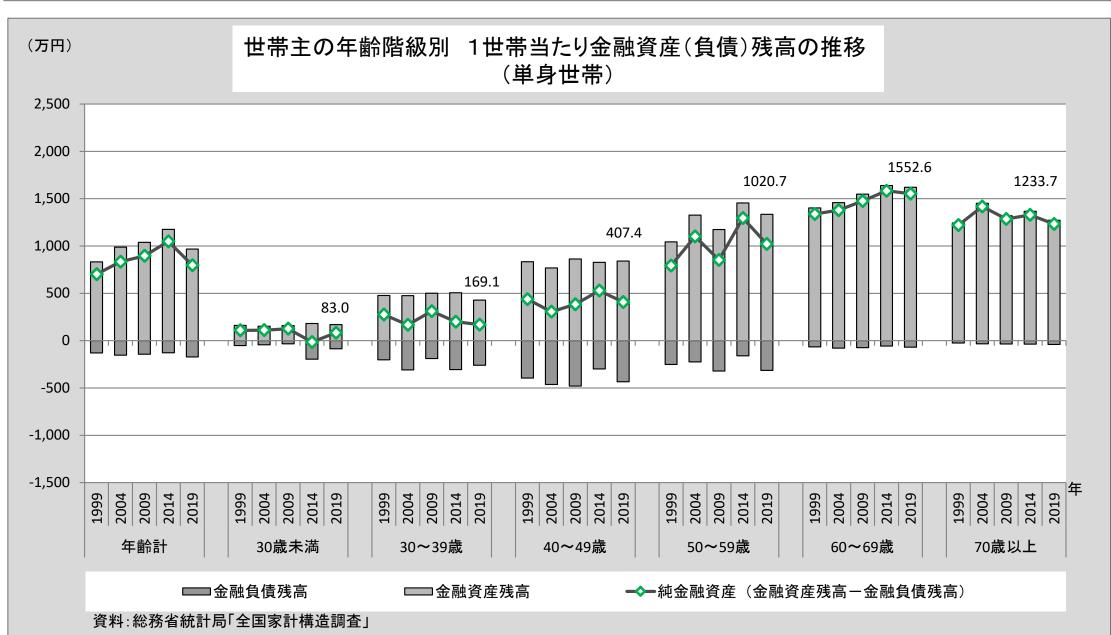
5-4. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

〇二人以上の世帯では、30~49歳世代では、金融負債残高が増加しており、純金融資産の減少が顕著。 金融資産(預貯金、保険、株式等の有価証券等)残高は、全世代で僅かに減少。



5-5. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

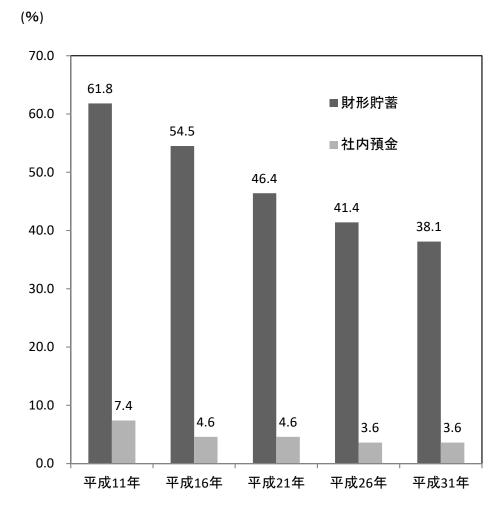
〇単身世帯では、30~49歳世代の金融負債残高の増加がみられず、純金融資産は横ばい。 金融資産残高の推移をみると、40歳代以下は横ばいであるが、50~60歳代は増加傾向が見られる。



5-6. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

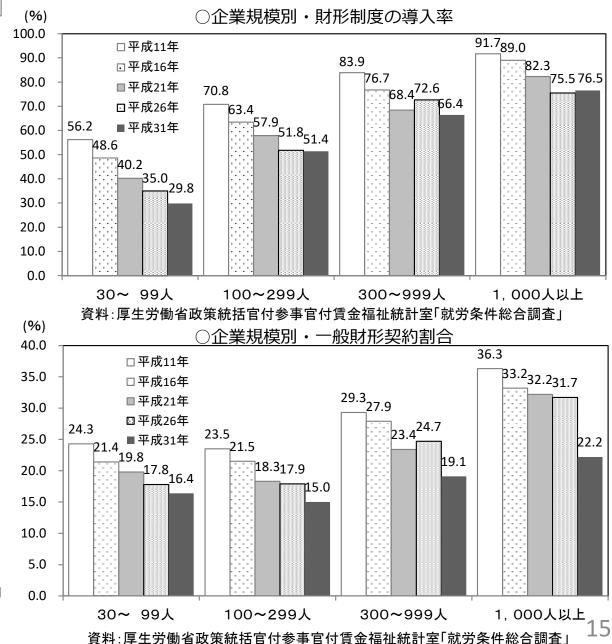
○財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。 社内預金制度も同様に減少しており、企業の貯 蓄制度は減少傾向にある。

○貯蓄制度の事業所導入割合の推移



資料:厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」 ※この調査は事業所規模30人以上の事業所に調査したものである。

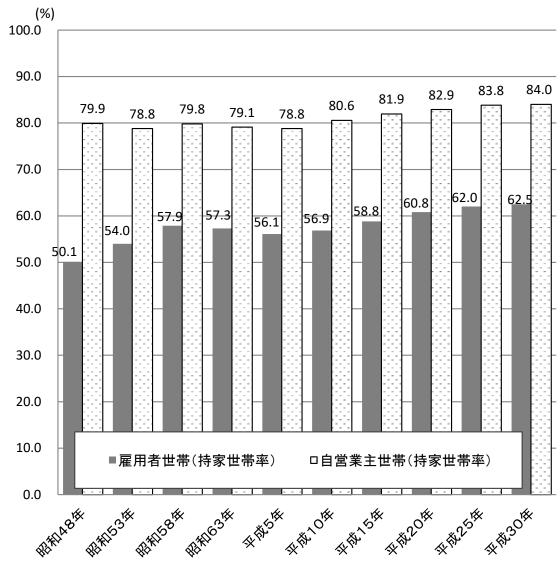
〇財形貯蓄制度の導入割合と制度のある企業における契約労働者割合は企業規模が小さいほど低い。



6-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○雇用者世帯の持家率については、自営業主世帯との 差が依然として存在している。 〇年齢別に比較しても、雇用者世帯と自営業主世帯の 持家率には差が存在している。

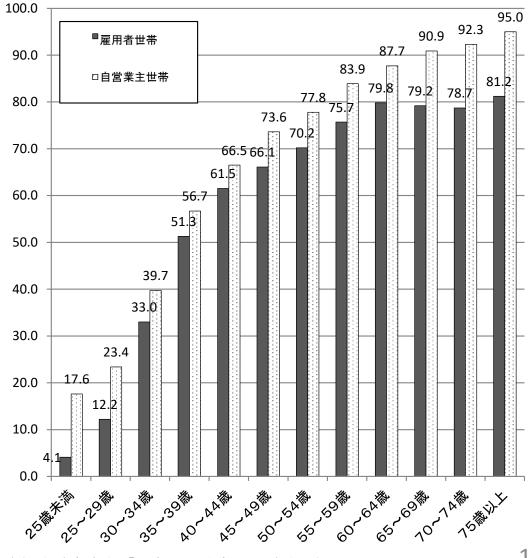
○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率の推移



資料:総務省統計局「住宅・土地統計調査」

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率(年齢別)

(%)



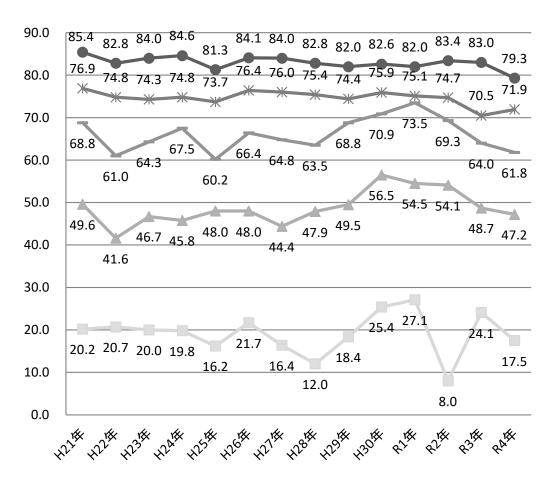
資料:総務省統計局「平成30年 住宅・土地統計調査」

6-2. 勤労者の持家をめぐる状況について

○20代世帯の約2割、30代世帯の約5割が持家である。

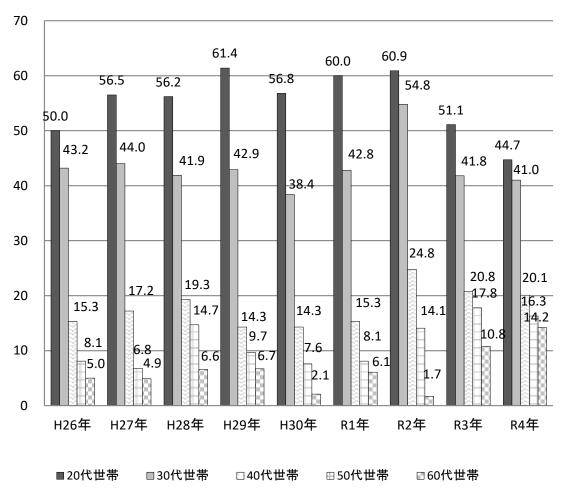
〇持家でない世帯のうち20歳代、30歳代の約4割が今後 10年以内の持家取得を予定している。

○持家世帯が占める割合



- 20歳代 - 30歳代 - 40歳代 - 50歳代 - 60歳代 資料:金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]」

○持家のない世帯の世代別住宅取得予定割合

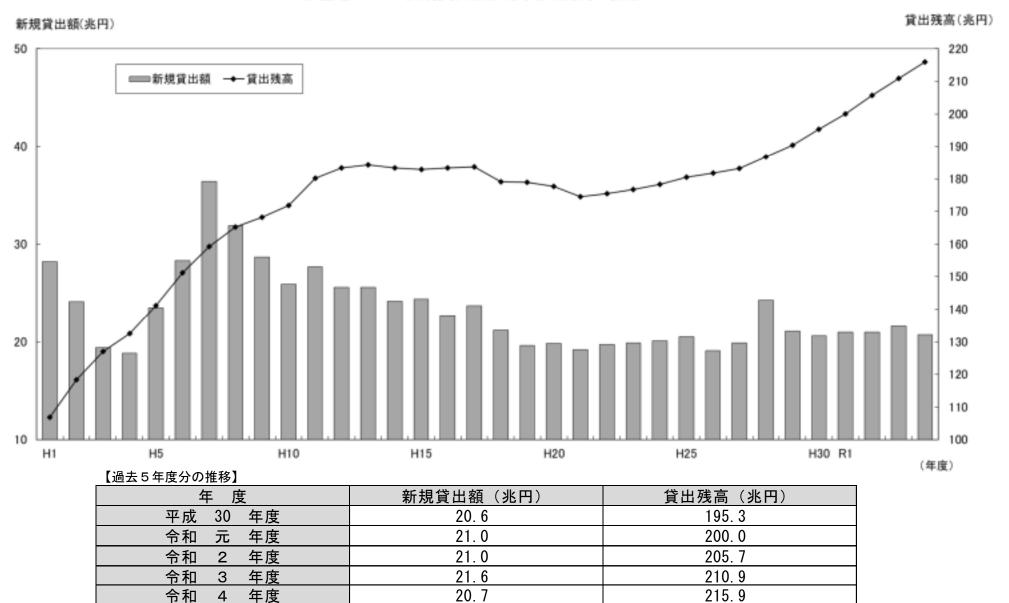


資料:金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]」

6-3. 勤労者の持家をめぐる状況について

〇住宅ローンの新規貸出額は、平成7年度をピークに漸減傾向となっていたところ、近年は20兆円前後で推移している。

○住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移



参考2:

勤労者財産形成促進制度について

1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

○勤労者財産形成貯蓄(財形貯蓄)制度は、勤労者(財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は55歳未 満)が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金 する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等 について税制上の優遇措置が講じられている。

勤労者財産形成貯蓄制度

(財形貯蓄取扱機関:

銀行、証券、生保、損保等)

財形貯蓄の種類

預貯金(定期預金等)、合同運用信託(金銭、貸 付)、有価証券(公社債、証券投資信託の受益証券、 金融債、株式投資信託)、生命保険、損害保険等

一般財形貯蓄(S46.6~)

※年齢要件なし

- 〇目的自由
- ●利子等は課税

契約数445万件、貯蓄残高10兆9,515億円(R5.3末)

財形年金貯蓄(S57.10~) ※貯蓄開始は55歳未満

- 〇年金として受取(満60歳以上)
- 〇定額型・逓増型・前厚型から受取方法を選択
- ●財形住宅と合わせて550万円(生命保険等の 場合は385万円)まで利子非課税

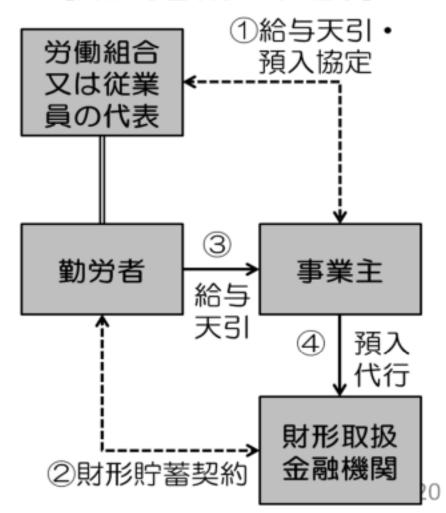
契約数140万件、貯蓄残高2兆6,697億円(R5.3末)

財形住宅貯蓄(S63.4~)

※貯蓄開始は55歳未満

- ○住宅の取得・増改築等の費用に充当
- ●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税 契約数51万件、貯蓄残高1兆3,433億円(R5.3末)

【財形貯蓄制度の仕組み】



2. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄 残高の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、事業主を通じて(転貸融資)又は直接に (直接融資)、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

財形融資制度(S52.4~)

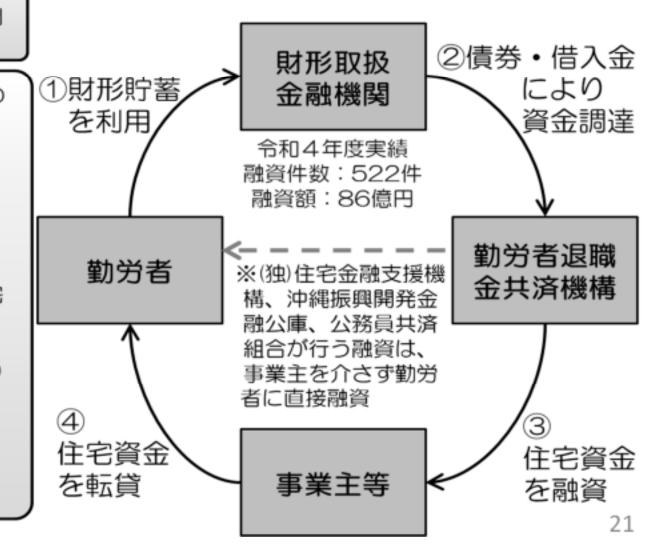
(独)勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱金融機関から資金を調達(財形貯蓄総残高の1/3を限度)して融資

- ○財形貯蓄を1年以上継続し、50万円以上の 残高を保有している勤労者に対し、持家の 取得等の資金を融資
- ○融資方法は、以下の3点
 - ① (独)勤労者退職金共済機構が事業主等を 通じて行う<u>転貸融資</u>
 - ② 公務員に対してその共済組合が行う 直接融資
 - ③ 転貸融資制度がない等の場合に(独)住宅 金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫 が行う直接融資
- ○限度額… 貯蓄残高の10倍(最大4,000万円)
- ○貸付金利(5年間固定、令和6年1月1日現在)
 ※ 団体信用生命保険料は含まれていない
 - 勤労者退職金共済機構の転貸融資

…年1.02%

○償還期間… 35年以内

【財形融資制度の仕組み】



2-2. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度の特例措置等

特例措置

- ■子育て勤労者向け金利優遇措置 (平成27年7月1日~令和7年3月31日(予定))
- ⇒18歳以下の子等[※]を扶養している勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置
- ※ 勤労者の三親等内の親族(勤労者の配偶者の三親等内の親族を含む。)
- ■中小企業勤労者向け金利優遇措置 (平成26年4月1日~令和7年3月31日(予定))
- ⇒中小企業※の勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置
 - ※ 従業員規模が300人以下

特例措置(自然災害)※従前は、自然災害の都度、特例措置の適用の有無を検討してきたが、近年の自然災害の頻発を受けて恒久化したもの。

■財形持家融資を返済中の被災勤労者向け返済方法の変更措置 (平成29年4月26日~)

⇒自然災害にり災した財形持家融資を返済中の方を対象に、り災割合に応じて返済期間の延長等を行う措置

り災割合	払込の据置 又は返済期間の延長期間	据置期間中の 利率の引下げ
30%未満	1年	0. 5%
30%以上60%未満	2年	1.0%
60%以上	3年	1. 5%

- ■自然災害により住宅等に被害を受け、新たに財形融資を受ける勤労者向け貸付金利引下げ措置(平成30年4月~)
- ⇒自然災害で住宅に被害を受けた勤労者*が、住宅の取得等のため新たに財形融資を受ける際、一定期間、通常金利より0.2%引き下げる措置 ※ 財形持家融資の条件を満たし、り災証明書の交付を受けた者
 - 〇 自然災害により住宅に被害を受けた場合(当初5年間)
 - ・申込期限 : り災日から2年間
 - 〇 指定災害(激甚災害の指定等を受けた災害)の場合(当初10年間)
 - ・申込期限 : り災日から<u>5年間</u>・その他 : 「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となる。
 - さらに、被災した勤労者が必要な額を低利に借りられるよう、以下の特例的な取扱いを措置。
 - ① 融資限度額を、「『財形貯蓄残高の10倍相当額』又は『最大で<u>所要額の99%</u> (通常は90%) 』のいずれか低い額」に引き 上げる
 - ② 自然災害の被害を受けたことによる金利引下げと、他の金利引下げ特例措置との併用を可能とする

2-3. 財形持家融資制度の概要

特例措置(東日本大震災)

■東日本大震災の被災勤労者向けの措置

⇒財形持家融資を返済中の勤労者(貸付条件の変更)(平成23年3月17日〜実施中) 返済が困難となった方を対象に、り災の程度によって、最長5年間、元金の返済を猶予する(返済猶予期間中は貸付利率を引き下げる)等の貸付条件の変更を行う措置

貸付条件の変更内容

罹災割合	払込の据置期間又は 償還期間の延長期間	据置期間中の 利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%引き下げた金利又は 1.5%のいずれか低い方
30%以上60%未満	3年	1.0%引き下げた金利又は 1.0%のいずれか低い方
60%以上	5年	1.5%引き下げた金利又は 0.5%のいずれか低い方

貸付条件変更の実績

年度	件数
平成23年度	13件
25年度	1件
令和3年度	1件

⇒新たに住宅の建設等をする勤労者(平成23年7月8日~令和8年3月31日)

財形持家融資の条件を満たし、住宅の倒壊等の被害を受けた勤労者に対して、一定の金額については、当初5年間は金利0%で、6年目から10年目までは通常金利より原則0.53%引き下げる措置。

東日本大震災 特例貸付実施状況(融資実行ベース)

貸付決定年度	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4 年度	合計
貸付件数	20件	33件	23件	12件	10件	9件	10件	7件	5件	1件	2件	1件	133件